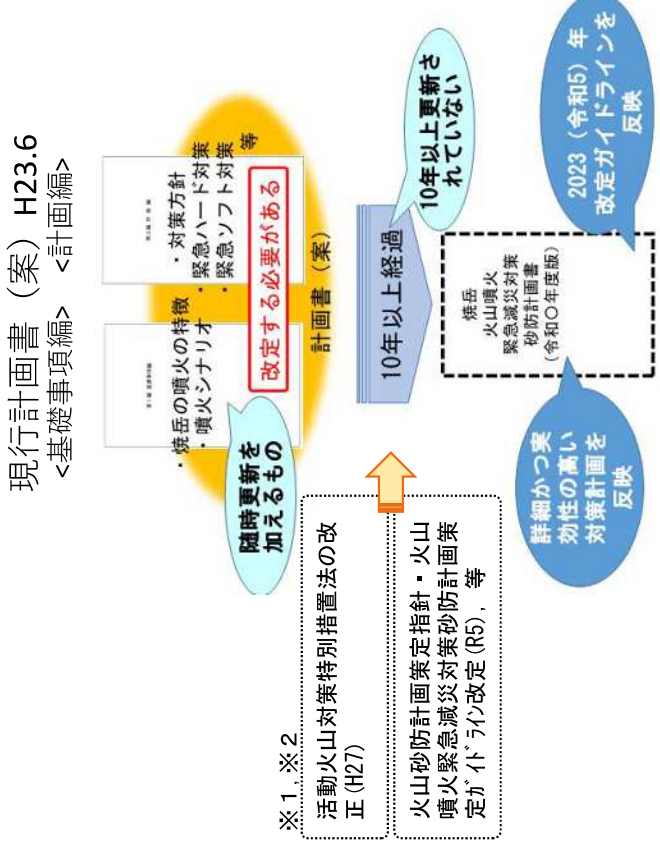
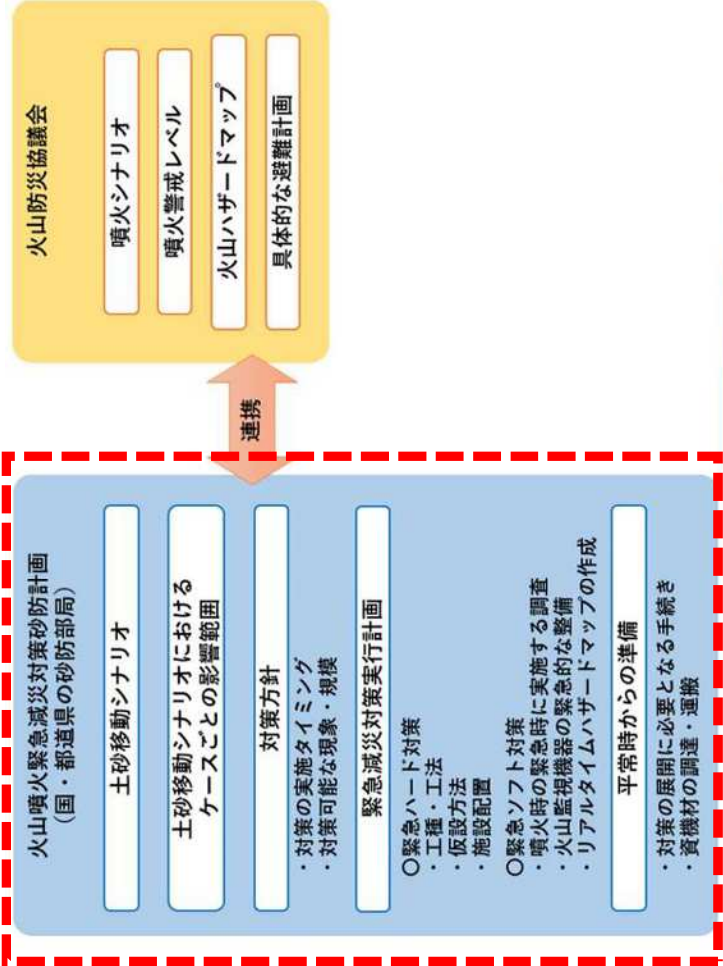


■改定の背景

- 火山噴火緊急減災対策砂防計画（以下「緊急減災対策計画」という。）は、その実行性を向上させるため継続的な更新を行うとともに、砂防施設の整備状況や、社会環境などの変化※1を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとされている。
- 「焼岳火山噴火緊急減災対策砂防計画書（案）（H23.6月）」の策定以降に改正・改定された関連法律や基準等※2に基づき、現行計画の改定を進めている。
- 改定に際しては、焼岳関わる砂防関係部局をはじめ、国、県、市の各防災関係機関や学識経験者等から意見をいただきながら令和5年度から検討を進めている。
- 今後、令和8年度～9年度頃の改定を目標に検討を進めていく。



改定に向け検討中



被害をできる限り軽減（減災）することにより
安全で安心な地域づくりに寄与

緊急減災対策計画は、火山噴火に起因する土砂移動に対応する噴火対応火山砂防計画のうち、突発的な火山噴火の場合でも迅速かつ効果的に対処するために、土砂災害への被害をできる限り軽減（減災）する方策として、緊急減災対策実行計画（緊急ハード・ソフト対策）及びこれに関連する平常時からの準備事項を策定する。

なお、噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画については、各火山防災協議会において協議される事項であり、緊急減災対策の検討及び実施に際しては、これらの事項について火山防災協議会と連携を図る。